

# まとい(介護予防)短期入所生活介護事業所 料金表

【令和2年8月1日～】

別表(1)サービス利用料金表(1日あたり)

(短期入所生活介護)

(1単位=10円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)空床利用	684 単位	751 単位	824 単位	892 単位	959 単位
看護体制加算(I)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(II)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
機能訓練体制加算	12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	12 単位
個別機能訓練加算	56 単位	56 単位	56 単位	56 単位	56 単位
サービス提供体制強化加算(IIイ)	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位
処遇改善加算I(総単位数×8.3%)を加算	65 単位	70 単位	77 単位	82 単位	88 単位
特定処遇改善加算I(総単位数×2.7%)を加算	21 単位	23 単位	25 単位	27 単位	29 単位
合計単位数	868 単位	942 単位	1,023 単位	1,099 単位	1,173 単位
自己負担額(1割負担の場合)	868 円	942 円	1,023 円	1,099 円	1,173 円
自己負担額(2割負担の場合)	1,736 円	1,885 円	2,047 円	2,198 円	2,347 円
自己負担額(3割負担の場合)	2,604 円	2,827 円	3,070 円	3,297 円	3,520 円

(介護予防短期入所生活介護)

(1単位=10円)

	要支援1	要支援2	
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)空床利用	512 単位	636 単位	利用料×日数=
看護体制加算(I)	4 単位	4 単位	
看護体制加算(II)	8 単位	8 単位	
機能訓練体制加算	12 単位	12 単位	
個別機能訓練加算	56 単位	56 単位	
サービス提供体制強化加算(IIイ)	18 単位	18 単位	食費×(回数or日数)=
処遇改善加算I(総単位数×8.3%)を加算	51 単位	61 単位	
特定処遇改善加算I(総単位数×2.7%)を加算	16 単位	20 単位	滞在費×日数=
合計単位数	677 単位	815 単位	
自己負担額(1割負担の場合)	677 円	815 円	合計=
自己負担額(2割負担の場合)	1,354 円	1,629 円	
自己負担額(3割負担の場合)	2,031 円	2,444 円	

※1日あたりの食費(第4段階)1,392円(朝食352円、昼食510円、夕食530円)

※1日あたりの居住費(第4段階)2,006円

居住費・食費と段階別自己負担上限額(1日あたり)				
利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		820円	300円
	住民税	老齢福祉年金受給者		
第2段階	非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	820円	390円
第3段階	世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が266万円未満等	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,006円	1,392円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、

配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。

その他の加算等 ※職員の体制状況等により利用金額が変動することがありますのでご了承ください。

※利用者負担額1割～3割負担の1日当たりの金額は目安です。月単位で計算し、端数処理上実際の金額とは異なることがあります。

※送迎加算片道(184単位/回)は、利用ごとに加算されます。

※ 療養食加算(8単位/回:1日に3回を限度)は医師の指示のもと糖尿病食、腎臓病食、貧血食、高脂血症食等を提供した場合に加算されます。

※ 若年性認知症利用者受入加算(120単位/日)は、65歳未満の利用者について加算となります。

※ 短期入所のご利用が、長期間の利用(連続して30日を超えて利用)した場合、所定の単位数から減算されます。(△30単位/日)

介護保険給付外サービス利用料金

日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 白黒10円 カラー30円	
	家族宿泊室利用料	一泊につき、1,000円（税抜）	
	理髪・美容	実費	理美容師の出張による理美容サービス 事業者：カットM ハッピー号 ハートケアなど
	日用品・嗜好品・口腔ケア用品	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	本人専用器具	実費	ご利用者の希望により特別に使用する場合
	特別な食事	実費	提供する食事以外にご希望がある場合
	利用者の希望や必要に応じて提供するその他の費用	実費	

（注1）介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

（注2）日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。